

● 第3次江田島市地域福祉計画 ●

（自殺対策計画含む。）

令和元（2019）年6月
広島県 江田島市

● 地域福祉とは

- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができるよう、人と人とのつながりを大切に、助け合い、支え合いながら、日常生活の様々な困りごとや不安を、市民一人ひとりが主体となって解決していく取組です。

● 地域福祉計画とは

- 「地域福祉計画（第3次江田島市地域福祉計画）」とは、社会福祉法第107条に基づき、「自助」「互助」「共助」「公助」それぞれの取組により、地域福祉を推進するための仕組みをつくる計画です。

● 自助・互助・共助・公助

自助

- 個人や家族など、自分でできることは自分で行う

互助

- 隣近所や友人・知人とお互いに支え合い・助け合う

共助

- 社会保障制度などに基づく、地域の事業所や社会福祉法人等による支え

公助

- 公的な制度に基づく、行政でなければできないサービスの提供

● 自殺対策計画とは

- 「自殺対策計画（江田島市自殺対策計画）」とは、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、全ての市民が、自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、「生きることの包括的な支援」としてその取組をとりまとめた計画です。

● 一体的な策定

自殺対策と地域福祉は密接に関連していることから、両計画を一体的に策定します。

「第3次江田島市地域福祉計画」

- 地域での助け合い・支え合い活動の推進
- 地域活動・ボランティア活動の活性化
- 福祉教育の充実
- 相談支援体制の充実と強化
- 権利擁護の利用・虐待防止の推進
- 福祉サービスの充実
- 福祉の支援ネットワークの構築
- 福祉を担う人材づくり・・・など

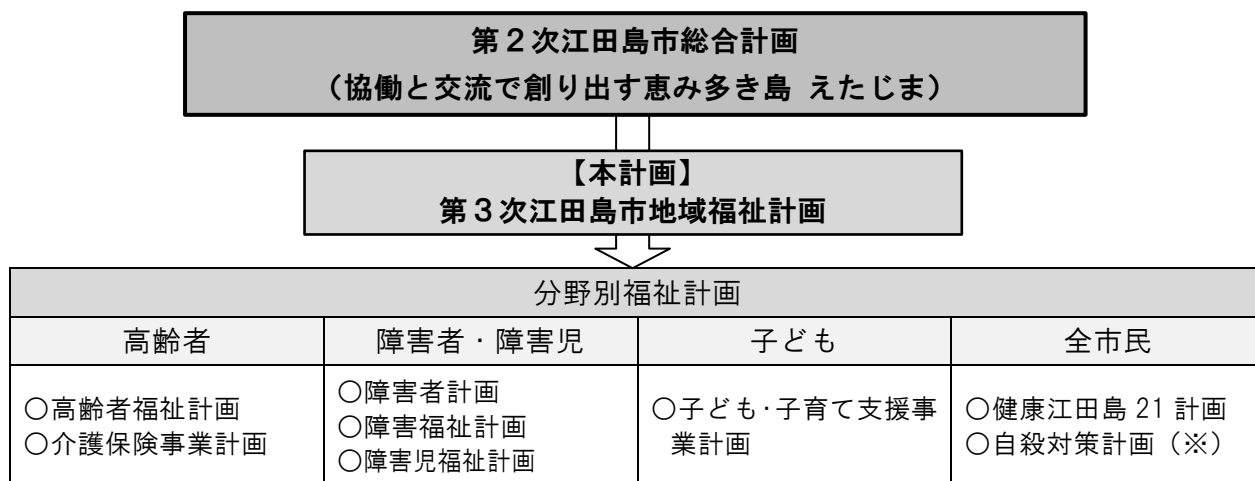
「江田島市自殺対策計画」

- 市民への周知と啓発
- こころの健康づくり
- 自殺対策を支える人材の育成
- 相談支援体制の充実と強化
- 支援ネットワークの構築・・・など

● 第3次江田島市地域福祉計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定めるもので、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ、地域福祉を推進するための総合的な計画です。



※第3次江田島市地域福祉計画と一体的に策定

2 計画の期間

本計画の期間は、令和元（2019）年度から令和5（2023）年度までの5年間とします。ただし、計画の進捗状況や地域福祉を巡る社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて取組内容を柔軟に見直すこととします。

● 地域福祉を取り巻く課題

地域福祉に関する統計，アンケート及びグループインタビュー調査結果等から読み取れる主な課題は次のとおりです。

1 地域福祉に関する意識啓発と情報提供	○市民一人ひとりが，地域との関わりを持てる仕組みを検討し，「我が事・丸ごとの地域共生社会」の意義を理解することが重要です。
2 地域福祉活動の充実と担い手の育成	○次代を担う若年層の社会活動への参加が必要です。 ○誰もが参加しやすく，参加者への負担に配慮した地域活動の促進が必要です。
3 福祉のネットワークづくりと交流拠点づくり	○地域で課題を抱える人を把握するため，地域全体による見守り活動が重要です。 ○支援が必要な人を適切な支援につなぐため，地域の見守りネットワークの構築が必要です。
4 相談支援体制の充実	○一人ひとりが抱える悩みを，適切なサービス利用へつなげることができるよう，相談機関や窓口を広く周知することが必要です。 ○専門的な相談に対応できる体制づくりが重要です。
5 福祉サービス提供体制の充実	○福祉サービスの周知及び提供体制の充実が必要です。 ○虐待の防止や差別の解消などをはじめ，啓発活動や権利擁護の取組が重要です。
6 災害時の支え合いと安心・安全な環境づくり	○安全・安心な暮らしに向けて，地域住民が協働して防犯や防災対策に取り組むことが重要です。

● 第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）の推進に当たって

1 庁内推進体制の充実	○庁内関係部署が十分に連携を図り，庁内横断的に様々な取組を推進します。 ○全ての職員が地域福祉や自殺対策について理解し，常に福祉の意識を持ちながら職務に当たるとともに，研修の機会などを通じて職員の意識の向上に努めます。
2 関係機関・地域団体・事業所等との連携の強化	○行政をはじめ，市民，企業・事業所，学校，関係機関や関係団体等が相互に幅広い理解と共通認識を持ち，協働してそれぞれの役割を果たしていくことが必要であることから，連携の強化に努め，ネットワークの構築を目指します。
3 計画の進行管理	○計画の推進に当たっては，計画（PLAN），実行（DO），点検・評価（CHECK），改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を，より一層強化し，常に改善を図ります。

● 第3次江田島市地域福祉計画の基本理念と施策の体系

基本理念	<p>“お互いさま” でつながる 新たなえたじまコミュニティ</p> <p>一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島</p>
-------------	--

【基本施策】

【施策の方向】

【みんなの活動目標と取組内容】



【基本施策】

【施策の方向】

【みんなの活動目標と取組内容】

つながる

4 地域活動の
つながりづ
くり

1 きめ細かな相談支援体制

悩みは抱え込まずに相談しよう！

- 相談しやすい環境の整備
- 相談支援における連携の仕組みづくり
- 相談機能の専門性の確保
- (仮称)共生社会推進センターの設置

2 相談支援機関の連携と
ネットワークづくり

困っている人に声を掛けよう！

- 地域の相談支援活動への支援
- 見守り支援活動への支援
- 地域福祉のネットワークづくり
- 地域包括ケアシステムの深化
- 制度の隙間にある人への対応

つかう

5 暮らしを支
える福祉サ
ービス

1 福祉サービスの充実と
利用促進

福祉サービスを適切に利用しよう！

- 福祉サービスの適切な利用促進
- 福祉サービスの質の確保
- 生活困窮者への支援
- 犯罪をした者等への支援

2 権利擁護の推進

権利擁護について理解を深めよう！

- 権利擁護の推進
- 虐待等の防止
- あらゆる暴力の根絶

守る

6 安全・安心
な暮らしの
確保

1 防災・防犯対策の推進

地域で防災・防犯に努めよう！

- 防災体制の充実
- 災害時の支援体制の充実
- 防犯対策の推進
- 地域の安全の確保

2 人にやさしい共生の生活
環境の整備

地域共生のまちづくりを進めよう！

- 生活環境の整備
- 移動支援

● 江田島市自殺対策計画 ●

● 江田島市自殺対策計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成 28 (2016) 年 4 月に「自殺対策基本法」が改正され、新たに自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付け、地方自治体に自殺を防ぐための計画策定が義務付けられました。

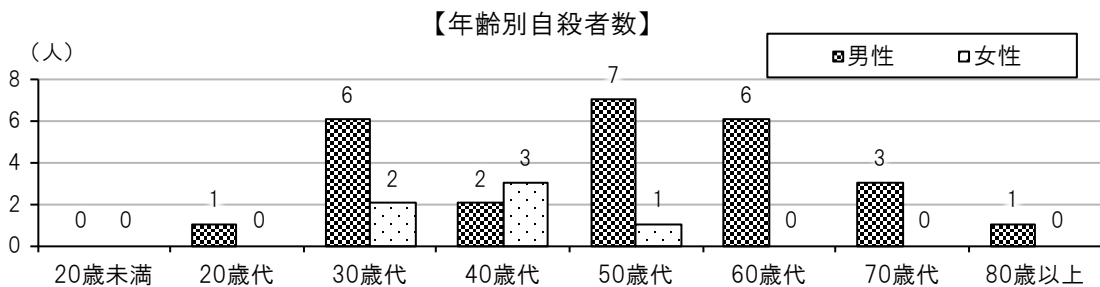
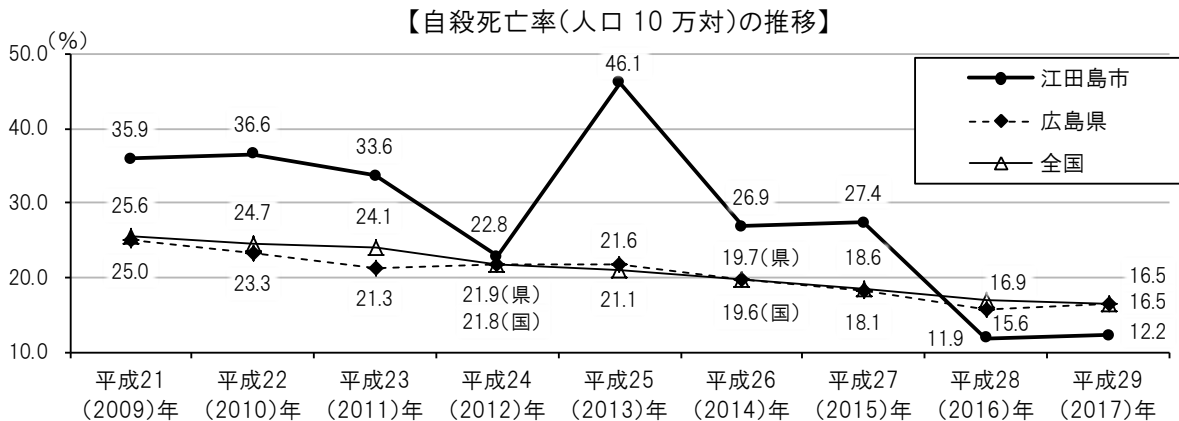
本市では、「健康江田島 21 計画」において、「こころの健康」分野の取組を進める中で自殺対策を図ってきましたが、新たに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として「江田島市自殺対策計画」を策定し、本市の自殺対策の指針として位置付けます。

2 計画の数値目標

年間自殺者数を 0 人とすることを目標とします。

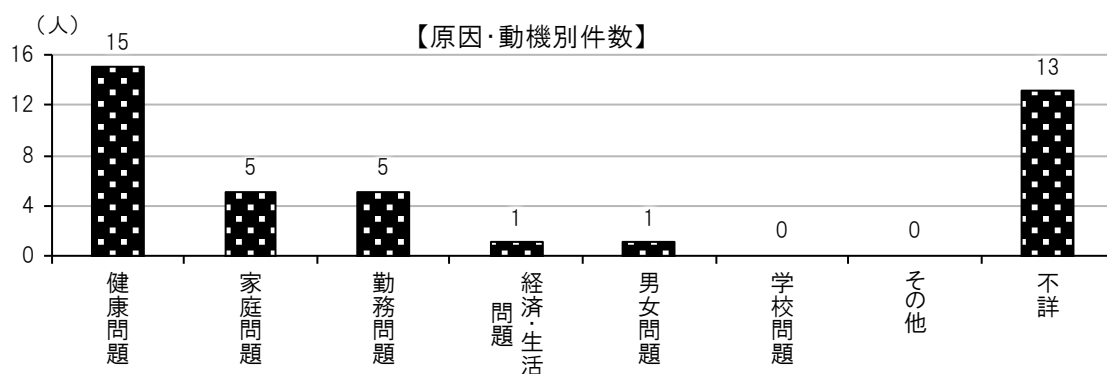
● 自殺に関する本市の現状

本市の自殺者数は、近年、減少傾向にあり、人口 10 万人対でみた自殺死亡率は、全国や広島県を下回っています。年齢別でみると、男女共に 30～60 歳代で多く、特に男性は女性に比べ 50 歳以上の年齢層で多くなっています。



注:平成 25(2013)～平成 29(2017)年の合計
資料:厚生労働省自殺対策推進室

原因・動機別の件数をみると、「不詳」以外では「健康問題」が突出しており、次いで「家庭問題」「勤務問題」が多くなっています。



注:平成 25(2013)～平成 29(2017)年の合計
資料:厚生労働省自殺対策推進室

● 自殺対策の推進に当たっての本市の課題

自殺の実態に関する統計、アンケート及びグループインタビュー調査結果等から読み取れる主な課題は次のとおりです。

1 身近な人の変化に気付く	○「うつ」を早期に発見し、適切な相談につなげること、地域ぐるみで取組を進めることが必要です。
2 誰もがいつでも相談できる体制づくり	○いつでも気軽に相談できる体制づくりや窓口の充実、さらに「居場所」づくりが必要です。
3 分かりやすい情報提供	○相談窓口の充実とともに、市や関係機関等が行っている各種相談事業や支援策を、分かりやすく市民に伝えていくことが重要です。
4 心の健康づくりに関する普及啓発	○様々な啓発活動や保健事業を通じて、自殺に関連する事象等についての正しい知識を分かりやすく普及啓発していくことが必要です。
5 生きることの促進要因への支援	○全てのライフステージに応じた自殺対策とともに、家庭や地域、企業、学校など、あらゆる場における幅広い自殺対策の推進が必要です。
6 自殺対策を含む健康づくり施策の推進	○健診事業等で自殺のリスクが高い人を早期に発見し、適切な情報の提供や相談へとつなぐ取組の強化が必要です。
7 子どもの頃からの学習の推進	○児童・生徒が今後、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法など、自殺対策に資する教育の推進が必要です。
8 人材の確保及び育成	○自殺の危険を示すサインに適切に対応し、関係機関につなぐゲートキーパーの養成に取り組むとともに、市民への周知が重要です。
9 精神科医療機関等との連携	○自殺のリスクが高いと判断された人を必要な支援機関へ適切につなぐことができるよう、精神科医療機関等との連携体制の充実が必要です。
10 遺族への支援	○広島県や関係機関との連携を図り、悲しみや苦しみを抱えている遺族に必要な情報を提供し、適切な支援につなぐ体制の充実が重要です。
11 庁内及び地域連携の強化とネットワークづくり	○関係機関が集まり、情報の共有や相談・支援体制についての情報交換を行い、有効なネットワークづくりについて検討していくことが必要です。

● 江田島市自殺対策計画の基本理念と施策の体系

基本理念

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して ～
一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島

キーワード (施策の考え方)	基本施策	取組の方向性
知る	【1】理解の促進と意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周知・啓発・情報発信 ○ 講演会などの開催 ○ 研修・教育など学びの場の提供
育む	【2】こころの健康づくりと支援者の養成	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康づくり ○ 庁内における人材育成・研修 ○ 地域における人材育成
つなぐ	【3】相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の周知 ○ 日常生活に関する相談支援 ○ 健康問題に対する相談支援 ○ 保護者の心理的な負担の軽減 ○ 気軽に集える相談の場づくり
支える	【4】自殺を予防する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会参加・仲間づくり ○ 連携・ネットワークづくり ○ 遺族や被災者等への支援 ○ 各種制度に基づく支援